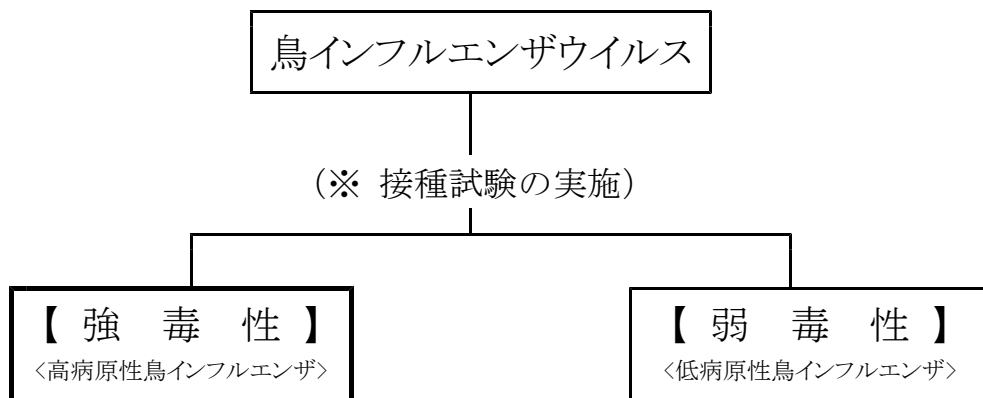


鳥インフルエンザウイルスの病原性の区分

1. 高病原性鳥インフルエンザについて

- 鳥インフルエンザウイルスの病原性はニワトリに対する病原性を基準にして判断する。

国際獣疫事務局（OIE）の定義は以下のものである。



- ・ 8羽以上のニワトリに静脈内接種し、10日以内の死亡率が75%以上
- ・ 左記の接種試験で、10日以内の死亡率が75%未満

※ 上記手法はOIEにおける一般的な確認手法であるが、OIEでは上記以外の手法も示している。

- 環境省で作成した「高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル(平成20年9月)」においては、国際獣疫事務局（OIE）の定義に準じて高病原性鳥インフルエンザを規定している。

2. 家畜伝染病予防法における定義

H5亜型及びH7亜型ウイルスが家きん（ニワトリ、アヒル、ウズラ、シチメンチョウ、キジ、ダチョウ）に認められた場合には、すべて家畜伝染病（法定伝染病）の「高病原性鳥インフルエンザ」として、殺処分等の措置の対象としている。

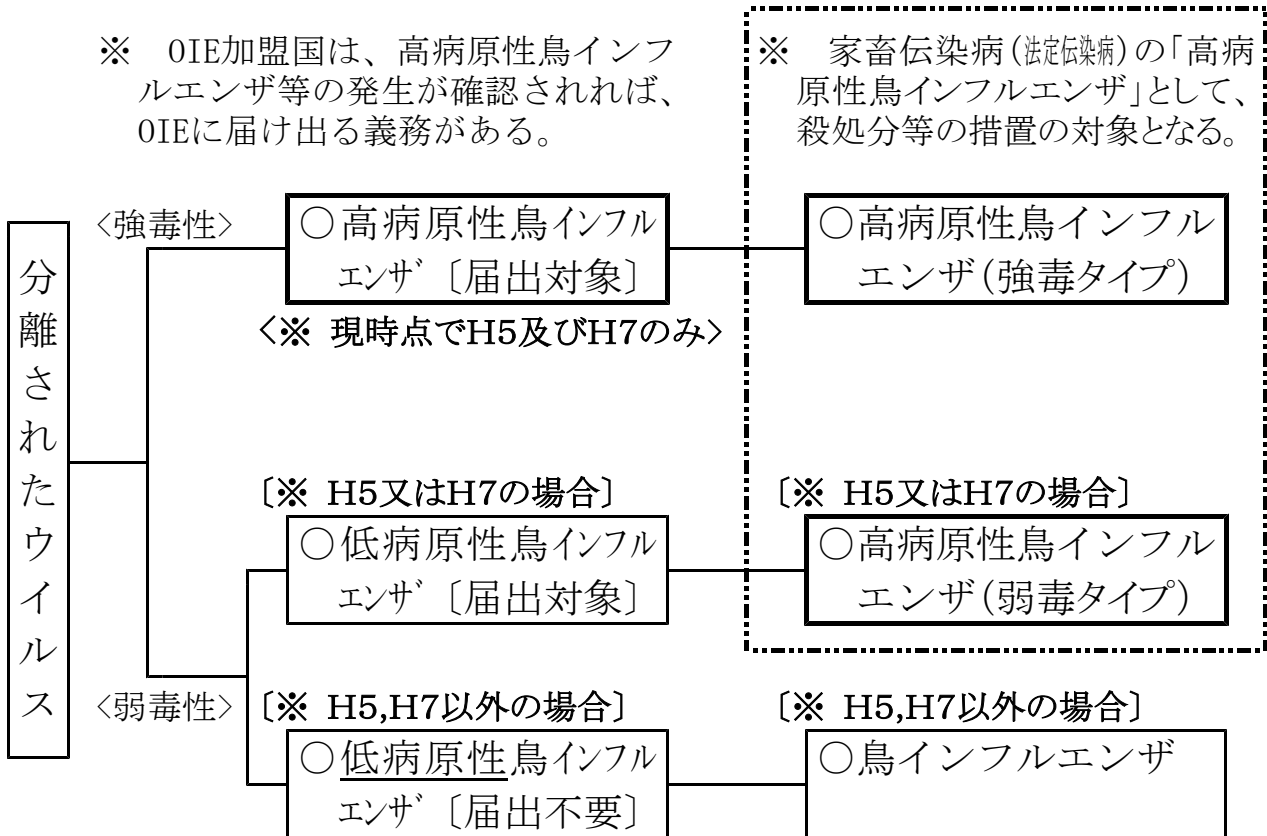
（発生時における規制）

- ・ 発生農場の飼養鳥類全羽の殺処分、消毒措置
- ・ 発生農場を中心とした半径10km以内の鶏や卵の移動制限措置 等

高病原性鳥インフルエンザの区分

【国際獣疫事務局(OIE)】

【家畜伝染病予防法】



(注) : 国際獣疫事務局 (OIE)

国際獣疫事務局は、1924年に設立された国際的な国家間組織である。別名世界動物保健機関としても知られている。2008年1月現在の参加国は172カ国。事務局はフランスのパリにある。

OIEの活動は、

- ・ 世界中の獣畜・家禽の疾病の透明性を保証。
- ・ 獣医学知識の収集・分析及び広報。
- ・ 専門的知識・技能の提供と、世界の獣畜・家禽疾病の制御に関する国際的協力の促進。
- ・ 動物と、動物由来の生産品の国際取引に関する衛生基準の策定による世界的取引の衛生安全の保障。